

第56号議案

放課後児童クラブの指定管理者の指定について

別紙のとおり放課後児童クラブの指定管理者を指定するものとする。

令和4年9月1日提出

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

放課後児童クラブの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。

放課後児童クラブの指定管理者の指定について

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者	指定の期間
チャイルドクラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
ポケットクラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
ポケット第2クラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
つばめクラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
つばめ第2クラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
ひかりクラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
ひかり第2クラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
ひまわりクラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
さくらクラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで

さくら第2クラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
たいようクラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
なかよしクラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
なかよし第2クラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
あおぞらクラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
つくしんぼクラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
つくしんぼ第2クラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
コスモクラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで
すまいるクラブ	福岡市博多区上呉服町10番10号 株式会社テノ.サポート	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで